船橋市地域防災計画(資料編)【概要版】

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成・修正する計画とされています。本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としています。

協定の取消等による津波一時避難施設の増減及び令和4年3月の高瀬川等8河川の洪水浸水想定区域並びに令和4年6月の高潮浸水想定区域指定に伴う指定緊急避難場所の災害種別の変更等を反映し、現行の地域防災計画(資料編)の修正を行います。

1 災害時応援協定の変更に伴う修正

① 避難施設の修正(資料1 1-6、資料11 11-8他)

津波一時避難施設であった東亜建設工業株式会社の社員寮が令和4年6月に閉鎖し、令和4年7月に京葉ガス株式会社の船橋倉庫を津波一時避難施設に指定しましたので反映します。

② 防災MCA無線局一覧の修正(資料2 2-12)

東亜建設工業株式会社の社員寮が令和4年6月に閉鎖したことに伴い、当該施設に設置していた防災MC A無線を撤去したため反映します。

③ 災害時応援協定一覧の更新(資料11 11-6他)

令和4年に佐川急便株式会社等と災害時応援協定を締結しましたので反映します。

2 高瀬川等8河川及び高潮による浸水想定区域の指定に伴う修正

① 避難施設の災害種別(洪水・高潮)の修正 (資料1 1-1他)

新たな浸水想定区域が指定されたことに伴い、若松小学校等浸水が想定される指定緊急避難場所の災害 種別の変更がありましたので、反映します。

② 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の追加(資料19 19-1他)

新たな浸水想定区域が指定されたことに伴い、水防法に基づく避難確保計画作成などの対象である浸水 想定区域内の要配慮者利用施設が増加したため反映します。

3 船橋市域災害記録の更新

令和3年度における災害記録を更新(資料17 17-11他)

令和3年8月以降の大雨等に伴う被害があったことから、船橋市域災害記録に反映します。